
第1部 越谷市の男女共同参画施策の実施状況

- 1 第4次越谷市男女共同参画計画の概要
- 2 施策の取組状況
- 3 個別事業の実施状況
- 4 計画の推進状況

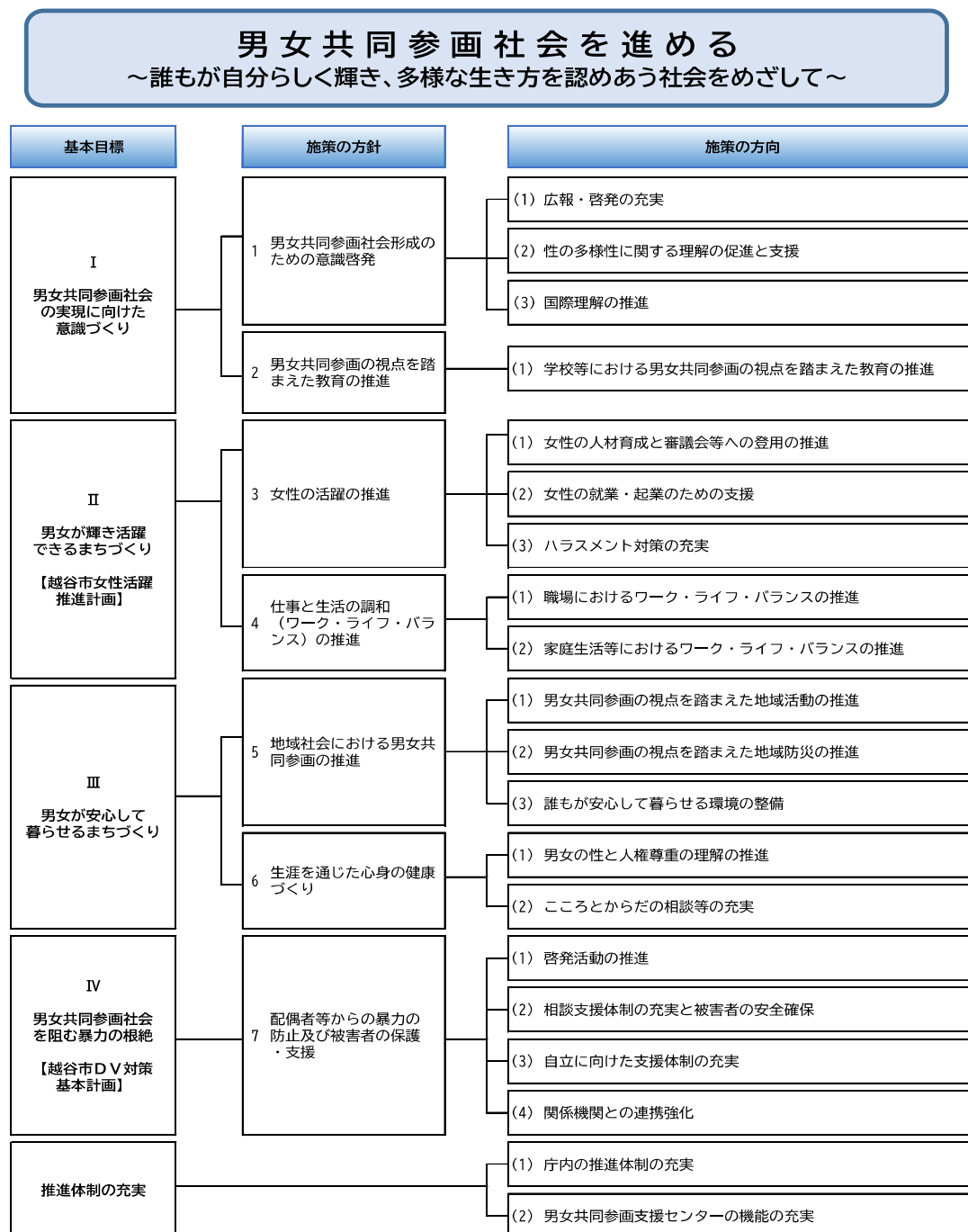
1 第4次越谷市男女共同参画計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成しています。

計画期間		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本計画	施策の方向性とその内容を体系化したもの										
実施計画	基本計画に基づき実施する個別事業を明らかにしたもの(1期5年間の前期・後期計画)			前期							
								後期			

(2) 計画の体系図



2 施策方針ごとの取組状況

基本計画については、基本目標ごとに主な実施事業における数値目標を設定し、その達成度を進捗度合の目安とします。

施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発【事業数:16】

男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因である「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識は、いまだに根強く残っています。

男女共同参画の意識づくりについて、継続的な広報、啓発活動などに取り組んでいます。

また、差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指すため、性の多様性を理解するよう、啓発や支援に取り組んでいます。

基本計画の数値目標

指標	令和3年度 現況値	令和7年度 目標値
越谷市公式ホームページの男女共同参画ページへの年間アクセス件数	61,030件	49,500件
男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数	2,707人	6,600人
性の多様性の理解促進に関する講座の理解度	87%	80%

施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進【事業数:6】

男女共同参画の推進を妨げる性別による固定的役割分担意識は、幼少期から成長過程において、長い時間をかけて形成されてきました。

このため、学校や家庭などの教育の場において、次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう、取り組みを推進しています。

基本計画の数値目標

指標	令和3年度 現況値	令和7年度 目標値
男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度	50%	80%
教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数	各1回	各1回

施策の方針3 女性の活躍の推進【事業数:14】

男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において女性が参画することが重要です。女性の活躍を推進するため、男女格差が生じる場合には、男女が平等に参画していけるよう取り組みを行っています。

多様化するハラスメントの対策のためには、誰もが働きやすい職場環境の整備が必要です。

このため、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けて、意識改革を図るための啓発を行っています。

基本計画の数値目標

指標	令和3年度 現況値	令和7年度 目標値
審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	92%	80%
審議会等における女性委員の割合	32.99%	35%
職員のうち管理職職員における女性の割合	22%	25%
女性の就労に関する講座の延べ参加者数	163人	280人
就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の理解度	87%	80%

施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【事業数:20】

男女共同参画社会の実現には、職場や家庭、地域などの生活におけるさまざまな場面でバランスよく活動できることが重要です。

男女がともに働きながら希望する時間の使い方ができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、男女がお互いに協力して責任を分かちあえる取り組みを進めています。

基本計画の数値目標

指標	令和3年度 現況値	令和7年度 目標値
保育所(市立)の定員	2,050人	2,050人
保育施設(私立等)の定員	5,226人	5,345人
男性の男女共同参画推進のための実施事業数	3回	3回

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進【事業数:15】

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた、ひとり親家庭や高齢者などが、安心して暮らすことができる環境の整備が必要です。

このため、さまざまな生活上の困難を抱えた人たちに対して、自立に向けた支援に取り組んでいます。また、災害時の多様なニーズや女性への配慮など男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の取り組みを行っています。

基本計画の数値目標

指標	令和3年度 現況値	令和7年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数	314人	377人
防災における女性リーダー育成のための講座等の開催回数	1回	1回

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり【事業数:12】

男女共同参画社会を実現するために、男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、生涯にわたる心と身体の健康づくりが必要です。

そのため、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健・自殺予防の対策に取り組んでいます。

基本計画の数値目標

指標	令和3年度 現況値	令和7年度 目標値
性と生殖に関する健康と権利についての講座の満足度	96%	80%
乳がん検診受診率	9.7%	16.5%
子宮頸がん検診受診率	7.4%	9.6%
前立腺がん検診受診率	5.4%	21.5%
自殺予防普及啓発	2回	3回

施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援【事業数:27】

DV(配偶者等からの暴力)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、被害者のみならず子どもにも及ぶため、関係機関や民間団体と連携を強化して取り組む必要があります。

暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、あらゆる暴力の根絶のため社会づくりに取り組んでいます。

基本計画の数値目標

指標	令和3年度 現況値	令和7年度 目標値
デート DV 防止の啓発等の実施事業数	2回	2回
DV 防止啓発のための講座等の開催回数	1回	1回
DV に関する職務関係者研修参加者の理解度	100%	100%



3 前期実施計画における個別事業の実施状況

実施計画については、各事業における年度ごとの具体的な指標と目標値を可能な限り設定し、その達成度を見ることで進捗度合の目安とします。

001	事業名	男女共同参画推進のための講座等の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的		手段		
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。		男女共同参画に関する講座や講演会等を年1回程度開催する。		
		①		
事業の実施内容				
②				
活動実績		取り組みの成果		
【活動指標】 参加率		【成果指標】 満足度		
【目標】 80%	【達成度】	【目標】 80%	【達成度】	
【実績】		【実績】		
③		④		
事業の評価				
⑤				
<R2年度評価> A				
認識した課題		課題解決に向けた対応		
⑥				

【表の見かた】

- ①事業目的と手段
- ②令和3年度に実施した事業内容
- ③活動実績(事業の実施において、所管部署がどれだけ活動したか)
- ④取り組みの成果(事業を実施したことで、男女共同参画の推進にどれだけ成果があったか)
- ⑤事業の評価
- ⑥事業の実施をととして認識した課題と、その解決に向けた対応

<事業の評価>

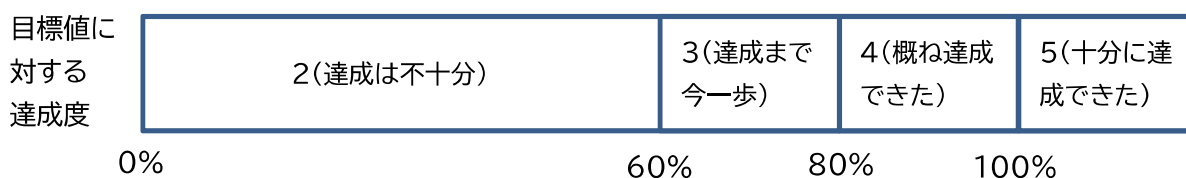
各事業の進捗状況を把握するために、上記の③「活動実績」と、④「取り組みの成果」から ⑤「事業の評価」を行っています。

<評価の流れ>

- ステップ1** 「活動実績」と「取り組みの成果」のそれぞれについて「達成度」を付けます。
「達成度」は、数値目標がある場合は、下図のとおり「目標値の何%達成できたか」をもとに算定します。
数値目標がない場合は、所管部署の自己評価で達成度を付け、理由も付記します。

【達成度の基準】

- ・100%以上 ⇒ 5(十分に達成できた)
- ・80%以上100%未満 ⇒ 4(概ね達成できた)
- ・60%以上80%未満 ⇒ 3(達成まで今一步)
- ・60%未満 ⇒ 2(達成は不十分)
- ・未実施 ⇒ 1(未実施)



評価指標について、目標値に対する達成度を上記の基準に当てはめると「2(達成は不十分)」となってしまうものの、多面的に見ると、不十分とまではいかない、という場合もあります。その場合は、理由を付記し、評価を変更することとしています。

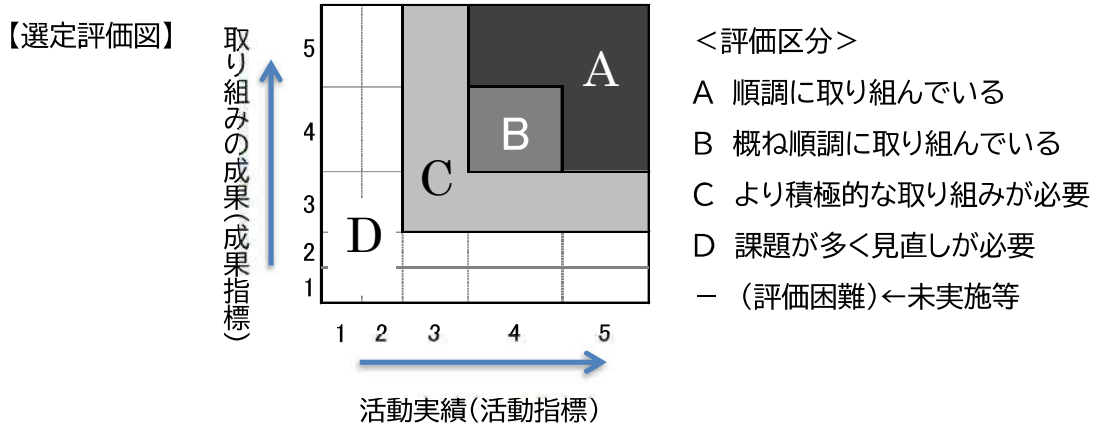
また、実施計画の段階において年度ごとの目標値を設定しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、策定時とは状況が変わった事業もあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業に関しては、下記のような見直しを行い、その旨を記載しています。

- ・参加者数、利用件数、実施回数等…コロナの影響による減少分を加味した目標値を新たに設定
- ・参加率、利用率等…コロナの影響による減少分を加味した目標値を新たに設定
- ・満足度、理解度等…目標値は当初設定のとおり、実績値は実数とするが、コロナの影響により達成度が下がっている場合は、理由を明記し、達成度を変更する。

- 例)毎年人気の講座であるが、まん延防止のため、
→連続講座の途中で終了してしまった。
→オンライン開催に変更になり、わかりにくくなってしまった。等

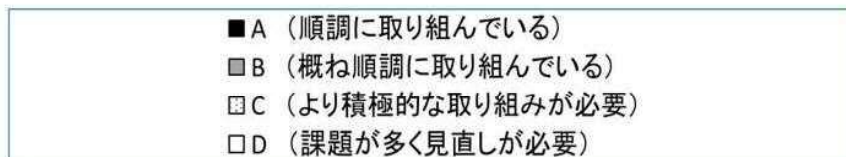
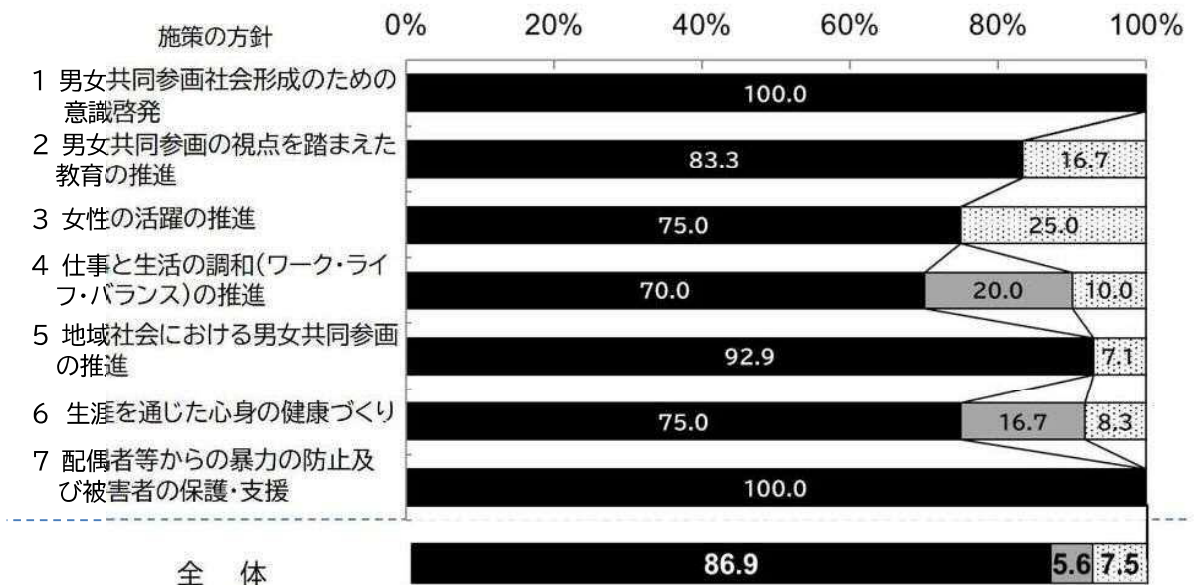
このように、通常と異なる評価をした事業については、P12~15の「個別事業の実施状況」の一覧表に「☆」のマークを付けています。

ステップ2 「活動実績」と「取り組みの成果」を総合して、A～Dの4段階で評価します。
 評価の方法は、下の【評価の参考図】に当てはめて行います。



4 前期実施計画の推進状況

(1)「施策の方針」ごとの評価



(2)前期実施計画の進捗状況

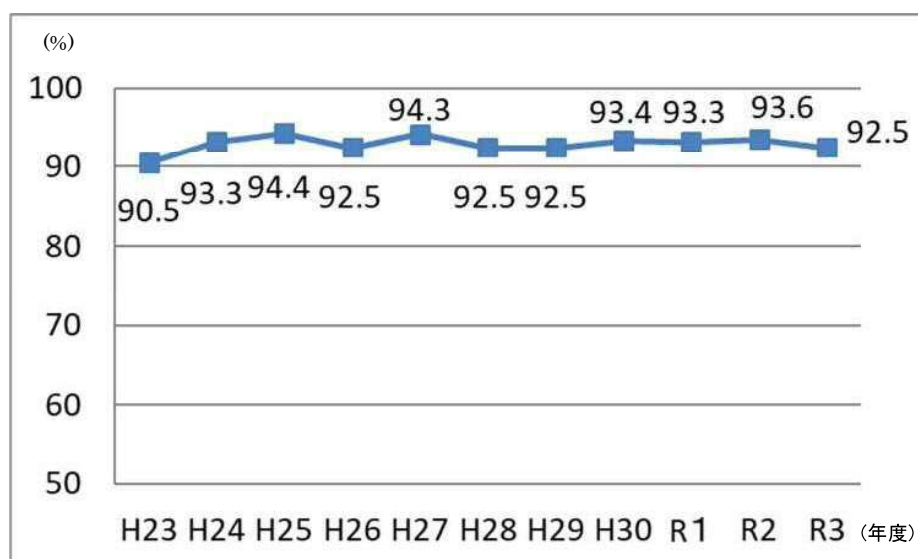
事業目的に照らして概ね順調に取り組んでいる事業(評価が「B」以上の事業)は、全体の92.5%でした。

施策の方針	評価ごとの事業数					評価が B 以上の割合	評価困難とした事業数
	A	B	C	D	合計		
1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	16	0	0	0	16	100.0%	0
2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	5	0	1	0	6	83.3%	0
3 女性の活躍の推進	9	0	3	0	12	75.0%	2
4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	14	4	2	0	20	90.0%	0
5 地域社会における男女共同参画の推進	13	0	1	0	14	92.9%	1
6 生涯を通じた心身の健康づくり	9	2	1	0	12	91.7%	0
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	27	0	0	0	27	100.0%	0
全体 (カッコ内は、令和2年度実績)	93 (78)	6 (10)	8 (6)	0 (0)	107 (94)	92.5% (93.6%)	3 (12)

*「評価困難」(3件)は評価対象から除外。

(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業の開催や活動ができなかったため。)

<評価が「B」以上の事業割合の推移>



◆ 個別事業の実施状況

《活動達成度・成果達成度》

5:数値目標の100%以上
 4:数値目標の80%以上100%未満
 3:数値目標の60%以上80%未満
 2:数値目標の60%未満

1:未実施
 -:その他

《評価》

A:順調に取り組んでいる
 B:概ね順調に取り組んでいる
 C:より積極的な取り組みが必要
 D:課題が多く見直しが必要
 -:評価困難

☆:通常とは異なる評価をした事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動達成度	成果達成度	評価
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識づくり								
1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	(1)広報・啓発の充実	1	男女共同参画推進のための講座等の開催	男女共同参画支援センター	16	5	5	A
		2	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画支援センター	16	5	5	A
		3	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成する事業の実施	男女共同参画支援センター	17	5	5	A
		4	男女共同参画推進のためのパネル展示等の実施	男女共同参画支援センター	17	5	5	A
		5	男女共同参画推進のための出前講座等の実施	男女共同参画支援センター	18	4	5	A
		6	男女共同参画推進週間における事業の実施	男女共同参画支援センター	18	5	5	A
		7	市民との協働による事業の実施	男女共同参画支援センター	19	5	5	A
		8	支援センター登録団体等との協働による事業の実施	男女共同参画支援センター	19	5	5	A
		9	男女共同参画に関する図書の出し	男女共同参画支援センター	20	5	5	A
		10	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発	人権・男女共同参画推進課	20	5	4	A
		11	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知	人権・男女共同参画推進課	21	5	4	A
		12	職員に対する男女共同参画の啓発	人事課	21	5	4	A
	(2)性の多様性に関する理解の促進と支援	13	性の多様性の理解促進に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	22	5	5	A
		14	性的少数者への理解促進のための職員研修の実施	人権・男女共同参画推進課	22	5	4	A
		15	性的少数者への理解促進のための啓発	人権・男女共同参画推進課	23	5	4	A
	(3)国際理解の推進	16	国際的な動向についての情報提供	人権・男女共同参画推進課	24	5	4	A
2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	(1)学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	17	家庭における固定的な役割分担意識の解消に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	25	3	3	C
		18	保護者に向けた啓発資料の配付	人権・男女共同参画推進課	25	5	4	A
		19	教職員に向けた啓発資料の配付	人権・男女共同参画推進課	26	5	4	A
		20	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付	人権・男女共同参画推進課	26	5	4	A
		21	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施	指導課	27	5	5	A
		22	キャリア教育の推進	指導課	27	5	5	A
基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり								
3 女性の活躍の推進	(1)女性の人材育成と審議会等への登用の推進	23	審議会等における女性の登用推進のための講座の開催	男女共同参画支援センター	28	3	5	C
		24	審議会等への女性の登用推進	人権・男女共同参画推進課	28	5	3	C ☆
		25	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供	人権・男女共同参画推進課	29	4	3	C ☆
		26	女性職員の人材育成・登用促進	人事課	29	5	5	A
		27	女性消防吏員の活躍支援事業	消防総務課	30	5	4	A

《活動達成度・成果達成度》

- 5:数値目標の100%以上
 4:数値目標の80%以上100%未満
 3:数値目標の60%以上80%未満
 2:数値目標の60%未満
- 1:未実施
 -:その他

《評価》

- A:順調に取り組んでいる
 B:概ね順調に取り組んでいる
 C:より積極的な取り組みが必要
 D:課題が多く見直しが必要
 -:評価困難

☆:通常とは異なる評価をした事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動達成度	成果達成度	評価
3 女性の活躍の推進	(2)女性のための就業・企業のための支援	28	女性のための就職支援セミナー	経済振興課	31	5	5	A
		29	女性の就業支援事業	経済振興課	32	5	4	A
		30	女性創業者の育成支援	経済振興課	32	5	5	A
		31	女性の起業支援に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	33	5	5	A
		32	家族経営協定の推進	農業振興課	33	1	5	-
		33	女性の農業従事者支援	農業振興課	34	1	1	-
	(3)ハラスメント対策の充実	34	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の開催	男女共同参画支援センター	35	4	5	A
		35	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の普及・啓発	人権・男女共同参画推進課	36	5	4	A
		36	職員に対するハラスメント対策の充実	安全衛生管理課	36	5	5	A
4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1)職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	37	事業者を対象とした男女共同参画に関する事業の実施	男女共同参画支援センター	37	5	5	A
		38	男性職員の育児休業取得のための啓発	人事課	37	5	4	A
	(2)家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	39	男性の男女共同参画推進のための事業の実施	男女共同参画支援センター	38	5	5	A
		40	育児・介護等と仕事の両立支援のための事業の実施	男女共同参画支援センター	38	5	5	A
		41	育児期の女性の就労継続を支援する講座の開催	男女共同参画支援センター	39	3	5	C
		42	障がい者介護支援	障害福祉課	39	4	5	A
		43	障がい児介護支援	子ども福祉課	40	5	5	A ☆
		44	高齢者介護支援	地域包括ケア課	40	4	5	A ☆
		45	父親サロンの開催	子ども施策推進課	41	4	5	A ☆
		46	送迎保育の実施	子ども施策推進課	41	4	4	B
		47	一時預かりの実施	子ども施策推進課	42	4	4	B
		48	保育所運営(市立)	保育施設課	42	5	5	A
		49	延長保育の実施	保育入所課	43	4	5	A
		50	病児等保育の実施	子ども施策推進課	43	5	5	A
		51	保育所(園)入所(園)事業(私立等)	保育入所課	44	4	4	B
		52	学童保育室運営	青少年課	44	4	5	A
		53	父親を対象とした子育て講座の開催	児童館コスモス	45	5	5	A ☆
		54	父親を対象とした子育て講座の開催	児童館ヒマワリ	45	5	5	A ☆
55	両親学級の開催	健康づくり推進課	46	4	4	B ☆		
56	男性の生活自立能力開発のための講座の開催	健康づくり推進課	46	3	4	C ☆		

《活動達成度・成果達成度》

5:数値目標の100%以上
 4:数値目標の80%以上100%未満
 3:数値目標の60%以上80%未満
 2:数値目標の60%未満

1:未実施
 -:その他

《評価》

A:順調に取り組んでいる
 B:概ね順調に取り組んでいる
 C:より積極的な取り組みが必要
 D:課題が多く見直しが必要
 -:評価困難

☆:通常とは異なる評価をした事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動達成度	成果達成度	評価		
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進										
5 地域社会における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進	57	民生委員・児童委員等への意識啓発	福祉総務課	47	5	5	A	☆	
		58	ファミリーサポートセンター事業の充実	子ども施策推進課	47	4	5	A		
	(2)男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	59	防災活動における男女共同参画の啓発	男女共同参画支援センター	48	5	5	A		
		60	防災活動における女性の参画促進	危機管理室	48	1	1	-		
		61	防災備蓄品における女性への配慮	危機管理室	49	5	5	A		
		62	防災活動における女性消防団員の参画	警防課	49	5	4	A		
	(3)誰もが安心して暮らせる環境の整備	63	困難を抱える女性を支援するための事業の実施	男女共同参画支援センター	50	5	5	A		
		64	外国人市民のための情報提供	市民活動支援課	50	5	4	A		
		65	生活困窮者自立支援制度による支援	生活福祉課	51	5	5	A		
		66	障がい者福祉制度による支援	障害福祉課	51	5	5	A		
		67	介護(予防)サービス事業の実施	介護保険課	52	4	5	A		
		68	介護保険に関する情報提供	介護保険課	52	3	5	C		☆
		69	母子生活支援施設への入所	子ども福祉課	53	5	5	A		
	6 生涯を通じた心身の健康づくり	(1)男女の性と人権尊重の理解の推進	72	性と生殖に関する健康と権利についての講座の開催	男女共同参画支援センター	55	5	5	A	
73			生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催	健康づくり推進課	55	4	5	A		
74			女性特有の疾病の予防・啓発(乳がん)	健康づくり推進課	56	4	4	B	☆	
75			女性特有の疾病の予防・啓発(子宮頸がん)	健康づくり推進課	56	4	5	A	☆	
76			男性特有の疾病の予防・啓発(前立腺がん)	健康づくり推進課	57	3	3	C	☆	
77			思春期保健講座の開催	健康づくり推進課	57	4	5	A		
78			不妊治療費の助成	感染症保健対策課	58	5	5	A		
(2)こころとからだの相談等の充実		79	女性相談の実施	人権・男女共同参画推進課	59	5	4	A		
		80	女性のための法律相談の実施	人権・男女共同参画推進課	60	5	5	A		
		81	人権相談の実施	人権・男女共同参画推進課	60	5	4	A		
		82	女性の保護・支援	子ども福祉課	61	5	5	A		
		83	精神保健福祉相談の実施	こころの健康支援室	61	4	4	B		

《活動達成度・成果達成度》

5:数値目標の100%以上 1:未実施
 4:数値目標の80%以上100%未満 -:その他
 3:数値目標の60%以上80%未満
 2:数値目標の60%未満

《評価》

A:順調に取り組んでいる
 B:概ね順調に取り組んでいる
 C:より積極的な取り組みが必要
 D:課題が多く見直しが必要
 -:評価困難

☆:通常とは異なる評価をした事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動達成度	成果達成度	評価
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶								
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	(1)啓発活動の推進	84	デートDV防止に関する講座等の実施	男女共同参画支援センター	62	5	5	A
		85	デートDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課	62	5	5	A
		86	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な啓発	男女共同参画支援センター	63	5	5	A
		87	市民を対象とした講演等によるDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター	63	5	4	A
		88	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課	64	5	4	A
		89	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発	庶務課	64	4	5	A
	(2)相談支援体制の充実と被害者の安全確保	90	DV相談窓口の周知	人権・男女共同参画推進課	65	5	4	A
		91	DV相談の実施	人権・男女共同参画推進課	65	5	4	A
		92	DVに関する法律相談の実施	人権・男女共同参画推進課	66	4	5	A
		93	女性の緊急一時保護の実施	子ども福祉課	66	5	5	A
		(3)自立に向けた支援体制の充実	94	DV・女性相談による関係機関等への同行支援	人権・男女共同参画推進課	67	5	4
	95		住民基本台帳事務における支援措置	市民課	67	5	5	A
	96		国民年金制度に関する情報提供	国保年金課	68	5	5	A
	97		生活保護制度による支援	生活福祉課	68	5	5	A
	98		高齢の被害者への支援	地域包括ケア課	69	5	5	A
	99		保育所入退所時の支援	保育入所課	69	5	5	A
	100		学童保育室入退所時の支援	青少年課	70	5	4	A
	101		予防接種・健診等における支援	健康づくり推進課	70	5	5	A
	102		国民健康保険等への加入相談	国保年金課	71	5	5	A
	103		就学における支援	学務課	71	5	5	A
	(4)関係機関との連携強化	104	二次的被害防止のための職員研修の実施	人権・男女共同参画推進課	72	5	5	A
105		相談員の資質向上のための講座等の開催	人権・男女共同参画推進課	72	5	5	A	
106		DV被害者支援のための情報連携	人権・男女共同参画推進課	73	5	5	A	
107		庁内の連携強化	人権・男女共同参画推進課	73	5	4	A	
108		関係機関との連携強化	人権・男女共同参画推進課	74	5	4	A	
109		県主催のDV被害者支援研修の受講	子ども福祉課	74	5	5	A	
110		DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化	子ども福祉課	75	5	5	A	